

亀山市告示第60号

亀山市麻疹及び風しん予防接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市麻疹及び風しん予防接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市麻疹及び風しん予防接種費助成金交付要綱（平成18年亀山市告示第40号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

被接種者	上限額
生後36月に至るまでの者であって麻疹の予防接種を受けたもの	9,093円
生後36月に至るまでの者であって風しんの予防接種を受けたもの	9,104円
生後36月に至るまでの者であって混合の予防接種を受けたもの	13,536円
生後36月から7歳となる日の属する年度の末月までの間にある者であって麻疹の予防接種を受けたもの	7,689円
生後36月から7歳となる日の属する年度の末月までの間にある者であって風しんの予防接種を受けたもの	7,700円
生後36月から7歳となる日の属する年度の末月までの間にある者であって混合の予防接種を受けたもの	12,132円

附 則

この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。